

平成 29 年 8 月 22 日

各団体の長 殿

愛媛労働局長



10 月における年次有給休暇の取得促進について

平素より、労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国の年次有給休暇の取得率は平成 27 年で 48.7%となっており、経年的にみても 5 割を下回る水準で推移しています。また、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は 7.7% (平成 28 年) と依然として 1 割弱と高い状態にある等、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実現のためには、より一層積極的な施策の展開が求められています。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) や「未来投資戦略 2017—Society5.0 の実現に向けた改革—」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) において、「来年度から地域ごとに『キッズウィーク』を新たに設定し、分散化された学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進を図る」ことが掲げられ、年次有給休暇の取得を一層促進する取組が求められているところです。

このため、厚生労働省では、時季を捉え年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進することとしており、本年の夏季の取組に続き、来年度の事業計画策定前や年次有給休暇の計画的付与制度について労使で話し合いを始める前の時期である 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」として、労使に対する働きかけを行うこととしております。

また、当局においても「えひめ働き方改革宣言」(別添参照) を行い、年次有給休暇取得の促進を掲げているところです。

つきましては貴団体におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のポスター及びリーフレットを掲示・配布していただくとともに、広報誌やホームページなどにより周知していただきますよう御協力お願い申し上げます。

また、併せて職場におけるワーク・ライフ・バランスを促進するための職場意識改善助成金に関する資料を同封しておりますので、会員等への周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。